

阿久根市告示第104号

令和2年8月20日阿久根市告示第109号（建設工事請負契約書の標準書式）の一部を次のように改正し、令和8年10月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告をし、指名競争入札の入札参加者の指名をし、又は随意契約に係る見積書を徴する建設工事の契約について適用する。

令和8年10月1日

阿久根市長 西 平 良 将

建設工事請負契約書中

「（注）〔 〕の部分は、請負者が共同企業体である場合に使用する。

この契約の証として本契約書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通保持する。」

を

「（注1）〔 〕の部分は、請負者が共同企業体である場合に使用する。

この契約の証として本契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保持する。（注2）

この契約の証として本契約書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。（注3）

（注2）の部分は、契約書について紙をもって作成する場合に記載する。

（注3）の部分は、契約書について電磁的記録をもって作成する場合に記載する。」

に改める。

建設工事請負契約書第1条第1項中「約款（契約書）」を「契約書（頭書）」に、「約款及び」を「契約書及び」に改め、同条第3項中「約款」を「契約書」に改め、同条第5項、第7項及び第9項中「約款」を「契約」に改める。

建設工事請負契約書第2条に次の1項を加える。

2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関

の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

建設工事請負契約書第3条第2項中「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費」を「材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（適正な労務費の確保等）

第3条の2 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定め、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2号の支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

建設工事請負契約書第4条第2項中「前項ただし書の規定による保

険証券の寄託は」を「受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて」に、「措置に代える」を「措置を講ずる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

建設工事請負契約書第4条第5項中「付す場合は、」を「付したときは」に改める。

建設工事請負契約書第5条第2項中「第37条の2第3項」を「第37条第3項」に改める。

建設工事請負契約書第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（下請負人の通知）」を付する。

建設工事請負契約書第7条の2に見出しとして「（下請負人の健康保険等加入義務等）」を付し、同条第1項中「（昭和24年法律第100号）」を削り、「下請負人」を「下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 建設工事請負契約書第9条第2項中「約款」を「契約」に改め、同条第3項中「2人」を「2名」に、「約款」を「契約」に改め、同条第5項及び第6項中「約款」を「契約」に改める。

建設工事請負契約書第10条第1項第2号中「又は監理技術者（建設

業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）若しくは監理技術者補佐（建設法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）」を削り、同項第3号中「第26条の2第1項又は第2項」を「第26条の2」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 監理技術者

(4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）

建設工事請負契約書第15条の前の見出し及び同条を削る。

建設工事請負契約書第15条の2に見出しとして「（支給材料及び貸与品）」を付し、同条第1項中「支給材料及び貸与品」を「発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）」に改め、同条第4項中「契約」を「契約内容」に改め、同条第10項中「滅失し、」を「滅失」に、「原状」を「若しくは原状」に改め、同条を第15条とする。

建設工事請負契約書第15条の3を削る。

建設工事請負契約書第16条第3項中「所有し、」を「所有」に改め、「。以下この条において同じ」を削る。

建設工事請負契約書第20条第1項中「若しくは」を「又は」に、「又は工事現場」を「若しくは工事現場」に改める。

建設工事請負契約書第23条に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第55条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第56条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

建設工事請負契約書第24条の見出しを「（請負代金額の変更方法等）」に改め、同条第3項中「約款」を「契約」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨

をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第55条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第56条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

建設工事請負契約書第25条第4項中「とするもとする」を「とする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第55条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第56条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

建設工事請負契約書第29条第4項中「第37条の2第3項」を「第37条第3項」に改める。

建設工事請負契約書第30条第1項中「第15条の2」を「第15条」に、「第22条まで」を「第20条まで、第21条、第22条」に改める。

建設工事請負契約書第32条第3項中「前項に規定する期間」を「前項の期間」に改める。

建設工事請負契約書第34条の前の見出し及び同条を削る。

建設工事請負契約書第34条の2に見出しとして「（前金払及び中間前払金）」を付し、同条第1項中「この契約書」を「契約書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前払金の支払を発注者」を「中間前払金の支払を発注者」に、「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

建設工事請負契約書第34条の2第5項中「前項」を「前3項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第3項」に改め、「（中間前払金の

支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）」及び「（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）」を削り、「第3項」を「第2項」に改め、同条第7項中「第4項」を「第3項」に改め、同条第8項中「30日」を「14日」に改め、同条第9項中「年.....パーセントの割合で計算した額」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額」に改め、同条を第34条とする。

建設工事請負契約書第34条の3を削る。

建設工事請負契約書第35条第1項中「第34条の2第6項」を「第34条第6項」に改め、同条第2項中「、受注者は」を削り、「遅滞なく」を「直ちに」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

建設工事請負契約書第36条中「前払金を」を「前払金（中間前払金を除く。）を」に、「及び現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）並びに一般管理費等のうち当該工事の施行に要する費用（保証料を含む。）」を「、労働者災害補償保険料及び保証料に」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、前払金の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

建設工事請負契約書第36条に次の1項を加える。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

建設工事請負契約書第37条の前の見出し及び同条を削る。

建設工事請負契約書第37条の2に見出しとして「（部分払）」を付し、同条第7項中「とするものとする」を「とする」に改め、同条を第37条とする。

建設工事請負契約書第37条の3を削る。

建設工事請負契約書第39条第2項中「第37条の2」を「第37条」に改める。

建設工事請負契約書第40条第1項中「第34条の2、第37条の2」を「第34条、第37条」に改める。

建設工事請負契約書第41条第1項中「契約不適合」を「引き渡された工事目的物が契約不適合」に改め、同条第2項中「することができない」を「することができる」に改める。

建設工事請負契約書第44条第11号イ中「自己」を「、自己」に改め、同号オ中「暴力団又は」を「、暴力団又は」に改める。

建設工事請負契約書第46条第1項中「第4条の.....」を「第4条の2第1項又は第4条の3第1項」に改める。

建設工事請負契約書第50条第3項中「第34条の2」を「第34条」に、「第37条の2」を「第37条」に、「年.....パーセントの割合で計算した額」を「支払遅延防止法の率を乗じて得た額」に改める。

建設工事請負契約書第51条第1項中「することができる」を「するものとする」に改め、同条第5項中「年.....パーセントの割合で計算した額」を「支払遅延防止法の率を乗じて得た額」に改め、同条第6項中「第4条の.....」を「第4条の2又は第4条の3」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（不正行為に伴う損害賠償の予約）

第51条の2 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額を賠償金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令を

受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。

(2) 独占禁止法第7条の2第1項本文（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項本文の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を出訴期間内に提起しなかったとき又は独占禁止法第7条の2第1項ただし書（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第4項ただし書、第10項若しくは第20項の規定により課徴金の納付を命じられなかったとき若しくは独占禁止法第63条第2項の規定により当該命令が取り消されたとき。

(3) 前2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（第1号又は第2号の命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(5) 受注者又はその役員若しくは使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者が受注者に対してその超える額の支払を請求することを妨げない。

3 前2項の規定は、第31条第4項から第6項までの規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

4 第1項、第2項及び次項の規定は、この契約の解除後においても、なお効力を有する。

5 発注者は、前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった全ての者は、共同連帯して第1項に規定する額を発注者に支払わなければならない。

(相殺)

第51条の3 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

建設工事請負契約書第52条第2項中「年.....パーセントの割合で計算した額」を「支払遅延防止法の率を乗じて得た額」に改める。

建設工事請負契約書第54条第3項中「第一項」を「第1項」に改める。

建設工事請負契約書第55条第1項中「約款」を「契約書」に改める。

建設工事請負契約書第56条中「、仲裁合意書に基づき」を削る。

建設工事請負契約書第57条中「約款」を「契約」に改める。

建設工事請負契約書第59条第1項中「第34条の2」を「第34条」に、「この契約書」を「契約書」に、「第35条」を「第35条第2項」に、「第37条の2第1項」を「第37条第1項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「第34条の2第1項及び第4項」を「第34条第1項及び第3項」に改め、同条第3項中「契約会計年度分に翌会計年度」を「契約会計年度に翌会計年度分」に、「第34条の2第1項」を「第34条第1項」に改め、同条第4項中「第34条の2第1項」を「第34条第1項」に改め、同条第5項中「第35条第4項」を「第35条第3項」に改める。

建設工事請負契約書第60条第2項中「第37条の2第6項及び第7項」を「第37条第6項及び第7項」に改める。